

子育て支援の各種手当



どの手当も受給には申請が必要です。
詳細は各担当課にお問い合わせください。

■問合せ
役場☎029-885-0340
子育て支援課(内)232
福祉介護課(内)111

- ・父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。
- 『対象』
父または母と生計を共にしている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

- き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

『手当の額(月額)』

子どもが1人の場合4万2

特別児童扶養手当

おおむね1級程度

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

500円

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

1万40円

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

500円

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

5万1450円

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

3万4270円

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

あり。

『支給額』

月額3千円

『支給時期』

月(4月分~9月分)

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

9月(4月分~9月分)

『申請』

役場子育て支援課

『手当の額(月額)』

3月(10月分~3月分)

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返していただきます。

・婚姻の届出をしたとき
・婚姻の届出をしていないくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になつたとき
・受給者本人や児童が年金を受けることができるようになつたとき
・児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなつたとき
・その他支給要件に該当しなくなつたとき

『対象』
精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

『対象』
次の中のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

『対象』
次の中のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

『特別児童扶養手当1級』
・身体障害者手帳がおおむね1級程度
・療育手帳の判定がⒶ・A程度の知的障害
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度
・精神障害者保健福祉手帳が3級程度(内部的疾患は例外があります)
・身体障害者手帳がおおむね3級程度(内部的疾患は例外があります)
・療育手帳の判定がおおむねB程度の知的障害
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度
・身体障害者手帳・療育手帳がおおむね2級程度
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度
・身体障害者手帳・療育手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれの等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

『重複障がい者』
・身体障害者手帳・療育手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれの等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

『知的障がい者』
・身体障害者手帳がⒶ・A・B

『対象』
次の中のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

『在宅心身障害児福祉手当』
・精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する保護者に対する手当が支給されます。

『対象』
次の中のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

『申請』
役場福祉介護課

『支給額』
月額3千円

※特別児童扶養手当と併給不可。

※障害児福祉手当と併給不可。